

教育民生常任委員会

令和2年3月16日（月）

教 育 民 生 常 任 委 員 会

定例会名 令和2年第1回定例会
招集日時 令和2年3月16日(月) 午前10時00分
招集場所 第3会議室

出席委員 7名

委 員 長	守 屋 常 雄
副 委 員 長	遠 藤 憲 子
委 員	石 原 幸 雄
〃	杉 森 弘 之
〃	秋 山 泉
〃	池 辺 己 実 夫
〃	甲 斐 徳 之 助

欠席委員 なし

出席説明員

副 市 長	滝 本 昌 司
教 育 長	染 谷 郁 夫
保健福祉部長	藤 田 幸 男
教 育 部 長	川 井 聡
教育委員会次長	飯 野 喜 行
教育委員会次長兼 教育企画課長	吉 田 茂 男
学校教育課長	川 真 田 英 行
学 校 教 育 課 学校建設対策監	佐 藤 孝 司
生涯学習課長	中 野 祐 則
スポーツ推進課長	齋 藤 勇
国体推進課長	横 田 武 史
保健福祉部次長兼 保 育 課 長	中 山 智 恵 子
保健福祉部次長兼 健康づくり推進課長	内 藤 雪 枝
社会福祉課長	糸 賀 修
こども家庭課長	結 束 千 恵 子

高齢福祉課長 川真田 智 子
医療年金課長 石 塚 史 人

議会議務局出席者

書 記 石 塚 悟
書 記 田 上 洋 子

令和2年第1回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

○ 教育民生常任委員会

- | | |
|---------|--|
| 議案第 4号 | 牛久市社会福祉法人設立認可等審査委員会設置条例について |
| 議案第 5号 | 牛久市高齢者保健福祉計画策定委員会設置条例について |
| 議案第 6号 | 牛久市地域包括支援センター運営協議会設置条例について |
| 議案第 7号 | 牛久市地域密着型サービス運営協議会設置条例について |
| 議案第11号 | 牛久市立学校設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について |
| 議案第15号 | 牛久市地域福祉基金条例の一部を改正する条例について |
| 議案第17号 | 牛久市公園条例の一部を改正する条例について |
| 議案第20号 | 牛久市健康管理基金条例を廃止する条例について |
| 議案第24号 | 令和元年度牛久市一般会計補正予算（第9号）
別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ |
| 議案第25号 | 令和元年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号） |
| 議案第34号 | 物品購入契約の締結について |
| 意見書案第1号 | 児童虐待防止対策の推進を求める意見書の提出について |
| 請願第 1号 | 医療的ケア児・者の災害時の電源確保一発電機購入に対する助成に関する請願 |

午前10時00分開会

○守屋委員長 おはようございます。

時間前ですが、ただいまから教育民生常任委員会を開会いたします。

本日、説明員として出席した者は、副市長、教育長、保健福祉部長、教育部長、教育委員会次長、教育委員会次長兼教育企画課長、学校教育課長、学校教育課学校建設対策監、生涯学習課長、スポーツ推進課長、国体推進課長、保健福祉部次長兼保育課長、保健福祉部次長兼健康づくり推進課長、社会福祉課長、子ども家庭課長、高齢福祉課長、医療年金課長であります。書記として、石塚君、田上君が出席しております。

それでは、本委員会に付託されました案件は、

議案第 4号 牛久市社会福祉法人設立認可等審査委員会設置条例について

議案第 5号 牛久市高齢者保健福祉計画策定委員会設置条例について

議案第 6号 牛久市地域包括支援センター運営協議会設置条例について

議案第 7号 牛久市地域密着型サービス運営協議会設置条例について

議案第11号 牛久市立学校設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

議案第15号 牛久市地域福祉基金条例の一部を改正する条例について

議案第17号 牛久市公園条例の一部を改正する条例について

議案第20号 牛久市健康管理基金条例を廃止する条例について

議案第24号 令和元年度牛久市一般会計補正予算（第9号）
別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ

議案第25号 令和元年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第34号 物品購入契約の締結について

以上11件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言いただきますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、所属を述べた後に議案説明、答弁等をお願いいたします。

これより議事に入ります。

まず、議案第4号牛久市社会福祉法人設立認可等審査委員会設置条例についてを議題といたします。

議案第4号について提案者の説明を求めます。社会福祉課長。

○糸賀社会福祉課長 おはようございます。社会福祉課糸賀です。よろしく願いいたします。

議案第4号牛久市社会福祉法人設立認可等審査委員会設置条例につきまして御説明申し上げます。

本件は、地方公務員法及び地方自治法の改正により、現在、要綱により設置しております牛久市社会福祉法人設立認可等審査委員会につきまして、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく委員会として条例を位置づけ、同委員を非常勤特別職として委嘱するため制定するものでございます。以上でございます。

○守屋委員長 以上で、議案第4号についての質疑及び意見を終結いたしますは、まだ早いので……では、答弁に移りたいと思います。（「質疑」の声あり）

そうです、そうです。済みませんね。何でも読めばいいというものではないんですけども。

じゃ、質疑ある方、よろしく願いいたします。石原委員。

○石原委員 おはようございます。

2点についてお尋ねをいたしたいと思います。

今、社会福祉課長のほうから御説明があったのですが、もう少し詳しく、条例化するようになった背景と申しますか、理由について御説明をお願いしたいと存じます。

それから、もう一点でございます。委員でございますけれども、選定しようとする委員の中には議員が含まれるのか含まれないのか。その点を明確にさせていただきたいと思います。以上の2点でございます。

○守屋委員長 社会福祉課長。

○糸賀社会福祉課長 石原委員の御質問にお答えします。

まず、1点目の条例の背景ということでございますが、会計年度任用職員の制度ができて、非常勤特別職として位置づける委員というのが、法律に定める委員、そのほか条例に定められなければならないという形に変わりましたので、現在、こちらの社会福祉法人設立認可等審査委員会につきましては要綱という形で定めておりますので、今回、条例に位置づけて上程させていただいたものでございます。

次に、委員でございますけれども、現在の委員が、大学教授、税理士、社協の局長、あと他社会福祉法人の方から2名、あと弁護士、市職員3名となっておりますので、議員は含まないという形になっております。以上でございます。

○守屋委員長 ほかに。杉森委員、どうぞ。

○杉森委員 第3条のところで、「委員は10人以内で組織する」というふうになっておりますけれども、これは人数は変わっていないのかどうかということと、委員については原則的には公表しないのかするのかということを決めているのかどうか。公表しない理由というのは特にはないのかなとは思いますが、公表できるのならば公表してもらいたい。これは4号から7号に関しても同じような話になるかと思いますが、いかがでしょうか。

○守屋委員長 社会福祉課長。

○糸賀社会福祉課長 杉森委員の御質問にお答えいたします。

まず、10人以内という規定でございますけれども、現在の要綱で定めている人数と変わりありません。ただ、10人以内という規定でございますので、現在は9名の委嘱となっております。

公表でございますけれども、委員のほうに誰がなっているかというのは公表可能だと思っております。以上でございます。

○守屋委員長 どうですか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○守屋委員長 以上で議案第4号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第5号牛久市高齢者保健福祉計画策定委員会設置条例についてを議題といたします。
議案第5号について提案者の説明を求めます。高齢福祉課長。

○川真田高齢福祉課長 おはようございます。高齢福祉課の川真田です。どうぞよろしくお願
いたします。

議案第5号牛久市高齢者保健福祉計画策定委員会設置条例について御説明いたします。

本件は、先ほど説明のありました社会福祉課の議案第4号と同様、地方公務員法と地方自治法
の改正に伴う改正で、これまで規則として定めていたものを条例とするものです。どうぞよろし
くお願いいたします。

○守屋委員長 質疑及び意見のある方は御発言願います。石原委員。

○守屋委員長 石原委員。

○石原委員 それでは、1点確認をしておきます。また委員のことですけれども、先ほどの議案
4号の委員とこの5号の委員、これはラップすることはないのかどうか、その点を明確にしてい
ただきたいと思います。

○守屋委員長 答弁求めます。高齢福祉課長。

○川真田高齢福祉課長 御質問にお答えいたします。

今、社会福祉課の委員会の名簿を見ているのですけれども、弁護士の白岩先生だけが重複して
おります。以上となります。

○守屋委員長 1件だけですね。石原委員。

○石原委員 今の件はわかりました。そうしますと、もう一点確認しますが、この中に、現在も
そうですけれども、将来的に、今いる委員がそのまま委員になっていくというふうに理解してよ
ろしいのですか。

○守屋委員長 高齢福祉課長。

○川真田高齢福祉課長 最後の御質問にお答えいたします。

今回、こちらの計画の策定委員会は、任期が今年度の令和2年8月、ことしの8月までになっ
ておりますので、8月いっぱいになっております。中で若干変わるかと思っておりますけれども、見直
していきたいと考えております。以上となります。

○守屋委員長 石原委員。

○石原委員 そうすると、その見直す場合はどういうふうに見直すのでしょうかね。

○守屋委員長 高齢福祉課長。

○川真田高齢福祉課長 主にサービス提供事業者の代表者として、医師会であるとか歯科医師会
であるとか、あとは老人福祉施設とかさまざまあるのですけれども、この中ではやはり異動に伴
って異動される方もおりますし、毎年、会の中で順番を決めている方々もいらっしゃると思いま
すので、委嘱の前にまた打診して決めていきたいと考えております。以上となります。

○守屋委員長 ほかにどなたかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○守屋委員長 以上で議案第5号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第6号牛久市地域包括支援センター運営協議会設置条例についてを議題といたします。

議案第6号について提案者の説明を求めます。高齢福祉課長。

○川真田高齢福祉課長 引き続き、よろしくお願いいたします。

議案第6号牛久市地域包括支援センター運営協議会設置条例について御説明いたします。

本件も、議案第5号と同様、地方公務員法と地方自治法の改正に伴う改正で、これまで要綱で定めていたものを条例とするものです。よろしくお願いいたします。

○守屋委員長 質疑及び意見のある方は御発言願います。

ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○守屋委員長 以上で議案第6号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第7号牛久市地域密着型サービス運営協議会設置条例についてを議題といたします。

議案第7号について提案者の説明を求めます。高齢福祉課長。

○川真田高齢福祉課長 引き続き、よろしくお願いいたします。

議案第7号牛久市地域密着型サービス運営協議会設置条例について御説明いたします。

本件も、議案第6号と同様、地方公務員法と地方自治法の改正に伴う改正で、これまで要綱で定めていたものを条例とするものです。どうぞよろしくお願いいたします。

○守屋委員長 質疑及び意見のある方は御発言お願いいたします。石原委員。

○石原委員 1点だけちょっと確認しておきたいと思います。

この条例は、今、市役所の中に介護保険サービス事業者選定委員会というものがあるかと思いますが、その委員会とは内容的にどういう違いがあるのか。関係性と申しますか、その辺について明確にしていきたいと思います。

○守屋委員長 高齢福祉課長。

○川真田高齢福祉課長 御質問にお答えします。

今回、施設整備をしましたが、そちらの整備に関することはそちらの委員会で検討されることとなります。そして、今回の議案第7号については、地域密着型サービス運営協議会については、6年に1回サービス事業所の更新があるのですけれども、その更新に伴う内容ですね、そういったものについて協議するところであります。例えば、適正に人員基準が満たされているかとか、運営がどうであるかとか、牛久市の地域密着性、そういったものがきちんと担保されているものかどうか、そういったものを協議する場になっておりまして、御質問の委員会とは全く別なものになっております。以上となります。

○守屋委員長 よろしいですか。ほかに。遠藤副委員長、お願いします。

○遠藤副委員長 済いません。1点だけ確認をしたいと思うのですが、今回、運営協議会の設置条例ということですが、たしか今、石原委員の質問とかぶるかもしれませんが、運営委員会の設置要綱というのがあるのですが、この兼ね合いはどうなるのか、伺いたいと思います。

○守屋委員長 高齢福祉課長。

○川真田高齢福祉課長 これまで要綱で定めていたものではあるのですが、こちらの地域密着型サービス運営委員会というのは、明らかに審議機関であります。ですので、この委員会の意見を付して更新を認めるとかそういった内容になっておりますので、明らかに非常勤特別職としての役割がある委員会になるものと思っております。以上となります。

○守屋委員長 じゃ、再度。遠藤副委員長

○遠藤副委員長 今、運営協議会の設置条例についてはわかりました。運営委員会の設置要綱との兼ね合いはどうかという質問をしたので、その辺をお願いいたします。

○守屋委員長 高齢福祉課長。

○川真田高齢福祉課長 申しわけございませんでした。こちらの要綱は廃止となります。廃止。ええ。もともとあるこちらの牛久市地域密着型サービス運営委員会設置要綱というものは廃止となりまして、新たに条例化するものです。

○守屋委員長 ほかに意見のある方ございますか。よろしいですか。はい。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○守屋委員長 以上で議案第7号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第11号牛久市立学校設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題といたします。

議案第11号について提案者の説明を求めます。教育委員会次長兼教育企画課長。

○吉田教育委員会次長兼教育企画課長 教育委員会教育企画長の吉田でございます。よろしくお願いいたします。

議案第11号牛久市立学校設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきまして御説明させていただきます。

本件は、令和2年4月のおくの義務教育学校の開校に伴い、関連する文言の整理について7つの条例の改正を行うもので、具体的には、市内公立の義務教育課程の学校の種別が、小学校、中学校のほかに義務教育学校が加わりますので、それぞれの条例の中での学校種別の表現を、義務教育学校を加えた表現の整理とするものであります。

なお、施行期日は令和2年4月1日を予定しております。以上でございます。

○守屋委員長 これより議案第11号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言をお願いいたします。石原委員。

○守屋委員長 石原委員。

○石原委員 2点ほど確認をしておきたいと思えます。

おくの義務教育学校でございますけれども、4月1日からのスタートということでございますが、これは小学生部門と申しますか、6年生から、5年生で区切るのかどうかわかりませんが、義務教育学校の中でいわゆる小学生部門から中学生部門に進級する際、一応けじめとしての式典等の開催というものはどういうふうに考えているのかということが、まず1点でございます。

2点目でございますが、小規模特認学校ということで、これは今後続けていくものと思えますけれども、今後5年間の児童生徒数をどのように推移していくというふうに考えているのか。こ

の2点について確認をしておきたいと思います。

○守屋委員長 教育委員会次長兼教育企画課長。

○吉田教育委員会次長兼教育企画課長 石原委員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の義務教育学校の場合には6年生までを前期課程、7年、8年、9年生、中学校後期課程と申しますが、その前期課程から後期課程に移る段階で、小学校であれば卒業式や中学校であれば入学式という式典がありますが、同じような1つの区切りとなる式典を実施していきたいというふうには考えております。

2点目の将来の予測ということでございますが、おかげさまで、今のところ順調に小規模特認校を利用して通ってこられているお子様がふえてございます。今年度67名のお子様を今、小規模特認校ということで受け入れておりますが、来年度3月初めの段階で80人の今御希望をいただいているところでございます。

将来的には義務教育学校をどういった学校にしたいのかという考え方になると思うのですが、やはり単学級の学校よりは複数のクラスがある学校が子供たちの成長の過程においてはよいということが一般に言われておりますので、各学年2つになるような学校を目指していきたいなというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○守屋委員長 石原委員。

○石原委員 そうすると、もう少し詳しくお願いしたい。小学生部門から中学生部門に上がるときの式典と申しますか、儀式と申しますか、そういうのをもう少し詳しく具体的に、今、分離型でやっていますので、どちらの学校でやって、それとも一緒に形でやるのかどうか、その辺について詳しくお願いをできればと。

○守屋委員長 教育委員会次長兼教育企画課長。

○吉田教育委員会次長兼教育企画課長 再度の質問にお答えいたします。

実際には1つの学校ということになりますので、学校の式典ですので校長先生の御判断があるかと思っておりますので、私が明確にどういった形というのはちょっと申し上げづらい内容ではございますが、基本的には、小学校を終わった時点で前期課程が修了しましたねということと、中学校に上がる時点での後期課程が始まりますということを1つの区切りとして、子供たちにまた志も新たに新しい課程に育むような場面を設けたいということでございます。今現在の奥野小側で行うか二中側で行うかというのは、ちょっと学校の事情にもよりますので、私の今の段階でお答えするのは難しいかと思っております。よろしく願いいたします。

○守屋委員長 ほかに意見は。甲斐委員。

○甲斐委員 済みません。お願いします。

私もちょっと内容の確認、これに関連しての内容になってしまうのですが、先生方の免許も中学校課程と小学校課程と違うと思うのですが、その辺はどういうふうに調整していくのかも、考え方になってしまうのですが、確認とらせていただきたいなと思っております。

○守屋委員長 教育長。

○染谷教育長 中学校だけの免許しか持っていない人は小学校を教えられないというルールがあ

るのですが、逆に中学校の数学を持っている先生は小学校の算数だけを教えられるというようなルールになっています。なので、5年、6年生が中学校の校舎に動くので、5年、6年生は多くは、教科担任といって中学校の先生もお手伝いに教科に入って、小学校の先生方が何時間か休めるような時間がつくれればなと思っています。

異動のほうですが、きょう内示といって教職員の内示があるのですが、できるだけ中学校の免許しかなかった先生方が別の学校に異動していただいて、小・中の免許を持った人たちをなるべく牛久二中のほうに入れて、小学校と自由に動けるようにというような形で、今、異動が進んでいる状況です。以上です。

○守屋委員長 ほかに意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○守屋委員長 以上で議案第11号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第15号牛久市地域福祉基金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第15号について提案者の説明を求めます。社会福祉課長。

○糸賀社会福祉課長 議案第15号牛久市地域福祉基金条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

本件は、基金の設置につきまして、高齢者保健福祉の推進からノーマライゼーションの基本理念に基づきまして、高齢者や障害者を含めた全ての方に対する福祉の推進に対し基金を活用することができるように改めるとともに、果実運用型基金から取り崩し型基金にすることにより、各福祉施策の推進に必要な場合に基金を活用することができるよう改正するものでございます。

また、牛久市心身障害者福祉基金及び牛久市地域振興基金を牛久市地域福祉基金に統合するため、附則におきまして両基金を廃止するものでございます。以上でございます。

○守屋委員長 質疑及び意見のある方は御発言願います。石原委員。

○石原委員 1点だけ確認しておきたいと思います。基金の総額は今幾らになっているのでしょうか。

○守屋委員長 社会福祉課長。

○糸賀社会福祉課長 石原委員の御質問にお答えします。

まず、牛久市地域福祉基金につきましては、平成30年度末の基金残高で3億2,158万6,325円。牛久市心身障害者福祉基金につきましては1億1,468,683円。牛久市地域振興基金につきましては0円。合計で3億2,273万3,008円となっております。以上でございます。

○守屋委員長 石原委員。

○石原委員 そうすると、これはもう一点確認ですが、毎年の積み立て等はどのようなふうになっていましたでしょうか。

○守屋委員長 社会福祉課長。

○糸賀社会福祉課長 再度の御質問にお答えします。

地域福祉基金につきましては果実運用基金型基金となりますので、毎年度、決算統計上でございますけれども、基金に積み立てるわけではなくて、通常の事業のほうに充当して使用しております。心身障害者基金につきましても同様です。以上でございます。

○守屋委員長 ほかにございますか。杉森委員。

○杉森委員 これは果実運用型から取り崩し型に変えるということですが、そうすると、今、牛久市では果実運用型というのはあとどのくらい残っているのか、基金としてですね。それがわかればお示しいただきたいと思います。

○守屋委員長 社会福祉課長。

○糸賀社会福祉課長 杉森委員の御質問でございますが、果実運用型、済みません、自分のほうではちょっと地域福祉基金しかわからないので、申しわけございません。地域福祉基金は果実型運用基金としか申しあげることができません。以上でございます。

○守屋委員長 杉森委員、どうですか。よろしいですか。ほかに御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○守屋委員長 以上で議案第15号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第17号牛久市公園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第17号について提案者の説明を求めます。スポーツ推進課長。

○齋藤スポーツ推進課長 スポーツ推進課齋藤です。どうぞよろしくお願いたします。

議案第17号牛久市公園条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本件は、牛久運動公園の有料公園施設である野球場及びスコアボード並びに多目的広場の使用単位時間を2時間から2時間30分へ延長するものでございます。

野球の試合を行う場合、試合前のライン引きなどの準備や試合後のグラウンド整備などの後片づけに時間がかかるとの利用者の皆様から御意見をいただいておりますので、使用単位時間を延長し、利便性向上を図るものでございます。アマチュア野球は1試合2時間を要することが一般的であるため、準備、片づけ東等の時間を前後15分間ずつ確保し、使用単位時間を2時間から2時間30分へ延長いたします。

また、隣接する多目的広場は、野球場と一体的に利用されることが多いことから、野球場と同様の使用時間単位に延長します。

貸出料金は従前の2時間使用時と同一料金として、実質値下げし、改正いたしません。

なお、条例施行予定日については令和2年5月1日からとしております。これは本年4月末日までの利用調整が、昨年2月に行った調整会議によって現行の使用単位時間である2時間で決定していることから、新しい使用時間単位である2時間30分の適用を本年5月1日からとするものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

○守屋委員長 質疑及び意見のある方は御発言願います。御発言ございませんか。甲斐委員。

○甲斐委員 伴い、関連の確認で申しわけないのですが、野球場、多目的広場、これは牛久市内全部ということでよろしいのですかね。その確認をしたいと思います。

○守屋委員長 スポーツ推進課長。

○齋藤スポーツ推進課長 こちらは運動公園の規定になりますので、運動公園の野球場と多目的広場。運動広場の多目的広場は適用になりません。以上です。

○守屋委員長 よろしいですか。では、甲斐委員、どうぞ。

○甲斐委員 すると、これに該当しない広場、野球場等は、今後どういうふうを考えていらっしゃるのか、お聞かせください。

○守屋委員長 スポーツ推進課長。

○齋藤スポーツ推進課長 運動公園以外の牛久運動広場、奥野運動広場ですけれども、こちらは2時間のまま据え置きで考えております。以上です。

○守屋委員長 よろしいですか。ほかに御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○守屋委員長 以上で議案第17号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第20号牛久市健康管理基金条例を廃止する条例についてを議題といたします。

議案第20号について提案者の説明を求めます。保健福祉部次長兼健康づくり推進課長。

○内藤保健福祉部次長兼健康づくり推進課長 健康づくり推進課長内藤でございます。よろしくお願いたします。

議案第20号牛久市健康管理基金条例を廃止する条例について御説明申し上げます。

こちらの健康管理基金は、平成6年12月22日に、市内の医療機関からの寄附金をきっかけに、地域住民の健康管理の増進を図ることを目的とされ設置されたものでございます。平成23年度に市全体として基金運用の見直しを行った際に、残額を全て一般会計に繰り入れまして、平成24年度に利息分を繰り上げたのを最後に残高がゼロとなりまして、基金としての運用は停止されております。今後も運用の予定がないため、条例を廃止するものとなっております。以上です。

○守屋委員長 これより議案第20号に対する質疑及び意見を行いません。質疑及び意見のある方は御発言を願います。杉森委員。

○杉森委員 これは役割を終えたので廃止するという御説明ですけれども、そもそもこれをつくったのがどういう目的でつくったのかというところがいまいまいちわからないので、もう少し具体的に説明してもらえればというふうに思います。

そしてまた、それがどうして役割を終えたのか。お金がもう大体なくなったというか、問題を出されていますけれども、その辺ももう少し詳しく御説明いただきたいというふうに思います。

○守屋委員長 保健福祉部次長兼健康づくり推進課長。

○内藤保健福祉部次長兼健康づくり推進課長 杉森委員の御質問にお答えいたします。

こちらの基金につきましては、医療機関からの寄附ということが最初にございましたので、それをどういった形に運用しようかというところについて、そもそも最初の時点では何も決まったものはございませんでした。ただ、医療機関からの寄附なので何か健康管理とかそういったものに使えることがあったらということで基金を設立して、その目的に使用していたものでござ

いましたが、その後、その使用につきましてこれに使おうというものがなく、そのままその中でお金のほうがプールされておりまして、基金の見直しということがあったところで、一般会計の繰り入れというふうな形になってしまったというような現状でございます。以上です。

○守屋委員長 杉森委員。

○杉森委員 医療機関から寄附があったというのですが、そのときの金額はどのくらいだったのですか。

○守屋委員長 保健福祉部次長兼健康づくり推進課長。

○内藤保健福祉部次長兼健康づくり推進課長 杉森委員の御質問にお答えいたします。

金額は300万円です。以上です。

○守屋委員長 よろしいですか。ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○守屋委員長 以上で議案第20号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第24号令和元年度牛久市一般会計補正予算（第9号）別記記載の当該委員会の所管事業についてのみを議題といたします。

議案第24号について提案者の説明を求めます。教育委員会次長兼教育企画課長。

○吉田教育委員会次長兼教育企画課長 議案第24号令和元年度牛久市一般会計補正予算（第9号）のうち、教育企画課所管の内容につきまして御説明いたします。

26、27ページをごらんください。

下段から2番目の表になります。款10教育費項1教育総務費目2事務局費0105奨学金条例に基づき就学を支援するの積立金ですが、牛久市奨学基金への積み立てを実施するものであります。牛久市奨学基金は篤志家からの寄附及びふるさと牛久応援寄附金を原資としている給付型の奨学金であります。その運用におきましては、前年度取り崩した額を翌年度において積み立てる運用を実施しております。今回の補正は、平成30年度の給付のために基金から取り崩しました金額444万円を本年度同額積み立てる措置でございます。以上でございます。

○守屋委員長 これより議案第24号……（「まだまだ。執行部の説明まだ」の声あり）本当か。まだある。学校教育課長。ごめんなさい。

○川真田学校教育課長 おはようございます。学校教育課川真田です。よろしく願いいたします。

学校教育課所管の補正予算について御説明いたします。今回の歳入歳出、繰り越しとありますが、まず、歳出のほうからご説明させていただきます。

27ページ、一番下の表の0102小学校の図書室を運営すると、その下、小学校施設を改修する、これについては年度末の不用額の減額でございます。

その下、0201からが国の補正予算が今回かなりついておりまして、補助事業関係を計上しております。岡田小の施設を改修する国の補正分726万円、こちらについては国の補正予算採択を受け、岡田小学校の職員室等の空調更新を行うものでございます。補助率については、この後も施設関係同じなのですが、3分の1で、補助裏100%起債で50%交付税措置というふう

に言われております。

その下、0202牛久第二小学校の施設を改修する、こちらとも国の補正事業分ということで1億1,370万5,000円。こちらについては牛久第二小学校の校舎の施設の中で、まずトイレの改修2カ所、あと全館のLED改修及び職員室等の空調更新を行うものです。財源的な面は先ほどと同じです。

その次、29ページの一番上にある事業、0203の神谷小学校のグラウンドを整備する、同じく国の補正事業分、こちらについても国の補正予算による補助採択を受けて、神谷小学校のグラウンド整備を行うものでございます。財源措置については同じでございます。

その下、0104小学校のICT環境を管理する、国の補正事業分。あと、その下、1個事業飛びまして、0104の中学校のICT環境を管理する、国の補正事業分、こちらについては今回全国的に言われております、文部科学省のほうで打ち出したギガスクール構想の実現に向けて国の補正予算における補助事業を使い、ひたち野うしく中学校を除く市内の13小・中学校の校内無線LAN回線がちょっと規格が古くて遅いという部分がありまして、そちらのネットワーク環境の高速化のための再構築を行うものでございます。こちらのICT関係については、補助率が2分の1で補助裏の100%起債で60%交付税措置ということで言われております。

その下、0103牛久第三中学校の体育館、武道場を長寿命化改修する、同じく国の補正事業分、こちらについても国の補正予算の補助採択を受けて、牛久第三中学校の体育館、武道場の改修を行うもので、補助率については施設関係3分の1で補助裏100%起債で50%交付税措置という形でございます。三中については過去に耐震改修は既に済んでおりまして、内装等の改修が行っていなかったという状況でございます。

次に、歳入について御説明させていただきます。

11ページになります。

11ページの一番下の固まり、国庫支出金の国庫補助金の中で目6教育費国庫補助金のほうに小学校費補助金と中学校費補助金がございます。先ほど申し上げました、まずギガスクール関係での国庫補助金2分の1で、小学校が1億2,397万円、中学校が6,424万円という形になっております。

小学校のほうで、公立学校施設整備費交付金、こちらは先ほど申したように3分の1の補助で4,550万9,000円になっております。こちらについては先ほどの岡田小、二小、神谷小の分が合わさった形の金額になっております。

その下、小学校費施設整備費交付金、こちらについては2分の1と3分の1がまざっておりますが、マイナスの3,164万8,000円になります。こちらについては、プラスの要素と減額の要素がありまして、いずれもひたち野うしく中学校の関係になります。年度末の国の決定に伴って調整した結果の減額という形になっております。

次に、一番下の公立学校施設整備費交付金、こちらは3分の1、5,531万2,000円、これも先ほどの牛久第三中学校関係での補助金になっております。

1つ飛んで、13ページ、一番下から2つ目の枠になります。諸収入の雑入の中に、一番下に

スポーツ振興くじ助成金、こちらについてはひたち野うしく中学校のテニスコートそばにつくっています屋外トイレのほうにt o t oの補助金の決定がおりたということで、改めて追加補正するものでございます。

次に、前に戻りまして、5ページ、先ほど来説明した国の補正事業関係の事業につきましては、5ページの第2表のところでは10番教育費のほうに上がっております6つの事業がそれらに当たります。全て繰り越し措置をいたしまして、令和2年度に工事のほうは行うという形になっております。以上です。

○守屋委員長 生涯学習課長。

○中野生涯学習課長 おはようございます。生涯学習課中野です。よろしくお願ひいたします。

私のほうからは、生涯学習課所管の補正予算の内容について御説明をいたします。

初めに、歳入ですが、12ページ、13ページをごらんください。

上から3段目、款15県支出金項2県補助金目6教育費節4社会教育費補助金のうちの訪問型家庭教育支援事業費補助金ですが、事業実績による謝金の減によりまして60万円を減額するものです。

次に、同じページ、下から2段目の欄です。款20諸費収入項4雑入目4雑入節3雑入、生涯学習講座参加費ですが、講座開催の中止や講座内容の確定に伴いまして、参加者の減によりまして100万円を減額するものです。

続きまして、歳出です。

28、29ページをごらんください。

下から2段目です。款10教育費項5社会教育費目1社会教育総務費の0132放課後かっぱ塾を運営するのですが、学校行事等で実施回数が減少したため報償費を100万円減額するものでございます。

次に、同じ欄の0139訪問型家庭教育支援を実施するのですが、歳入で御説明しましたとおり、事業実績によりまして、協議会委員の謝金対象者が少ないことや支援員の活動時間が少なかったことにより100万円を減額するものでございます。

次に、同じ段の0114中央生涯学習センターの施設を改修するの移転工事費ですが、今年度に社会協議員会の事業実施に関連する課を中央生涯学習センターに移転するために事務室等の改修工事費となりますが、各課と検討の結果、移転した場合設備面で業務に支障を来すということで移転を取りやめたことによりまして、328万6,000円を減額するものです。以上となります。

○守屋委員長 国体推進課長。

○横田国体推進課長 国体推進課の横田でございます。よろしくお願ひいたします。

国体推進課所管事業の補正予算につきましては御説明申し上げます。

まず、歳出でございますが、資料の28、29の一番下段から30ページ、31ページの上段をごらんください。

款10教育費項6保健体育費目2保健体育総務費0116国民体育大会を開催する事業の19

負担金補助金及び交付金、負担金いきいき茨城ゆめ国体牛久市実行委員会への減額補正でございます。当事業は、今年度、昨年8月、9月、10月に開催されましたいきいき茨城ゆめ国体牛久市開催競技成功に導くための予算計上でございます。今年度当初の予算の負担金の中には、行幸啓、お成りにかかる費用として1,500万円を計上しておりました。御存じかと思えますけれども、牛久市開催競技日の9月29日にお成りいたしましたして、三笠宮彬子女王殿下が本市運動公園体育館にて空手道競技をごらんになりました。このお成りにかかる費用が約240万円となり、当初、行幸啓、お成りで計上しておりました1,500万円から差し引いた差額分1,200万円を減額補正するものでございます。

これに関連しまして、次に、歳入の減額補正になります。

資料の12、13ページをごらんください。

ちょうど真ん中辺になるのですけれども、款15県支出金項2県補助金目6教育費県補助金5保健体育費補助金、第74回国民体育大会運営費補助金でございますが、当初、競技運営補助金と行幸啓特別加算額の3,399万円を計上しておりました。令和元年12月26日に運営補助金が確定いたしましたして、競技運営補助金は271万円の増額となりましたが、先ほど申しました行幸啓の特別加算金ではなくお成りの特別加算金となりましたので、当初700万円予定していたのが100万円となって600万円の減額となった次第でございます。

先ほど申しました競技運営補助金271万円の増、行幸啓、お成りの特別加算金が600万円の減額、その差の329万円を減額補正するものです。以上となります。

○守屋委員長 保健福祉部次長兼保育課長。

○中山保健福祉部次長兼保育課長 保育課中山です。よろしく申し上げます。

保育課所管の補正予算について御説明いたします。

歳出予算になります。

資料18、19ページをごらんください。

3番目の表下段、款3民生費項2児童福祉費目3保育園費0103公立保育園の運営に必要な人材を配置する、1報酬1,500万円の減額補正につきましては、公立保育園に勤務する非常勤の保育士、調理員の報酬で、予定人数まで採用ができなかったことにより不用額が生じる見込みとなったことにより減額するものです。

次の事業0104公立保育園で給食を提供する、11需用費200万円の減額補正につきましては、賄い材料費で決算見込みによる不用額の減額補正となります。以上となります。

○守屋委員長 保健福祉部次長兼健康づくり推進課長。

○内藤保健福祉部次長兼健康づくり推進課長 健康づくり推進課所管の一般会計補正予算について御説明いたします。

歳出となります。

20ページ、21ページをごらんください。

款4衛生費項1保健衛生費、20ページの上から2段目となります。目2予防費2,421万7,000円の減額となっております。

21ページの説明の欄になります。0102生活習慣病健診などを実施する、委託料肝炎検査、腹部超音波検査、0103胸部・胃・大腸・前立腺の検診を実施する、胃がん、肺がん、大腸がん、前立腺がん、0104乳がん、子宮がん検診を実施する、委託料子宮がん。これらにつきましては、この記載のある各種がん検診等において主に集団検診の受診者数が少なかったことによるものでございます。委託料の不用額ということで減額となっております。

続きまして、0108予防接種を実施する、需用費、委託料となっておりますが、こちらも予防接種の接種者数が見込みより少なかったことにより需用費のワクチン代と接種の委託料の不用額となっております。

続きまして、3段目の枠となります。目3母子衛生費617万1,000円の減額となっております。20ページの説明の欄となりますが、妊産婦と乳児に医療健診を実施する、委託料妊婦健康診査におきましては妊婦健康診査の受診者数が見込みより少なかったことによる不用額となっております。以上です。

○守屋委員長　こども家庭課長。

○結束こども家庭課長　おはようございます。こども家庭課、結束です。よろしくお願いたします。

こども家庭課所管の内容につきまして御説明いたします。

19ページ、上から3つ目の枠の上段をごらんください。

款3民生費項2児童福祉費目1児童福祉総務費の0115児童扶養手当特別給付金を支給する、同じく19ページ、上から2つ目の枠をごらんください。款3民生費項2児童福祉費目2児童措置費の0102児童手当を支給する、この2つの事業につきましては、決算見込みによる不用額の減額補正でございます。これに伴いまして歳入も減額としております。以上でございます。

○守屋委員長　医療年金課長。

○石塚医療年金課長　医療年金の石塚です。よろしくお願いたします。

当課所管の補正ですが、まず、11ページをごらんください。

一番上から4番目の表の節社会福祉費負担金、療養給付費負担金2分の1、こちらが359万1,000円の減額となります。

続きまして、13ページ、上から2番目の表の一番上です。こちらも療養給付費負担金、こちらが1,005万2,000円の減額となります。

次に、歳出のほうに移ります。19ページをごらんください。

上から2番目の表の一番下の0101国民健康保険事業特別会計繰出金、こちら289万3,000円の減額となります。

歳入歳出ともに年間の見込額の確定による補正となります。以上です。

○守屋委員長　ほかに説明ございますか。

これより、議案第24号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。石原委員。

○石原委員　補正予算に関しまして2点ほど確認をしておきたいと思っております。

まず、補正予算書18ページでございます。

生活保護総務費に関しまして、令和元年度の対象世帯数と対象者数をお示しをいただきたいと思っております。

それから、29ページでございます。

真ん中辺ですね。第三中学校の体育館、武道館を長寿命化改修ということでございますが、これに関連しまして、本市内の小中学校の今後の長寿命化計画についてお示しを願いたいというふうに存じます。以上の2点でございます。

○守屋委員長 社会福祉課長。

○糸賀社会福祉課長 済みません。生活保護の総世帯数、人員なのですが、今、手元でございますので、後でお示ししたいと思います。よろしく願いいたします。（「はい、わかりました」の声あり）

○守屋委員長 よろしいですか。学校教育課長。

○川真田学校教育課長 市内小中学校の今後の計画ということですが、教育委員会のほうでは少し前に長寿命化計画を立てておりまして、全ての施設について一通り診断をした上で、長寿命化改修を行うもの、または行わないものという区分けをしております。そういった中で、一応毎年5カ年ごとに各学校の施設については優先順位を、これは教育委員会内での順位ですので、またその上に公共施設の総合管理計画の順位がありますので、一概にこれに沿って教育委員会側だけでできるということではありませんが、そういったものを決めております。

今後、行うに当たっては、当然LEDの改修であったり空調関係が古くなってきているところ、また、グラウンドについても今回神谷小をやっておりますが、幾つかの学校で課題というふうに考えているところもございます。それぞれ具体的に挙げるのは、計画のほうも年度も動いてまいりますのでちょっと差し支えがあるので控えさせていただきますが、LEDであったりトイレについても一部終わっていないところ、あと体育館についても、耐震改修だけをとりあえず行って、当時の財政的な面で耐震改修を先行させていて内装等の大規模をやっていないところ等もありますので、そういったものを順位づけで行っていくという形でございます。一応毎年ローリングで優先順位はつけております。

○守屋委員長 石原委員。

○石原委員 今、課長が申された教育委員会としての優先順位づけをした資料、これは配付をいただけるのかどうか。できればそうしていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○守屋委員長 学校教育課長。

○川真田学校教育課長 こちらについては、先ほど申し上げましたように、毎年ローリングをしているという状況もありまして、ちょっとそのときはそれであったけれどもまた動くという状況もあります。また、申しましたように、市全体の中での公共施設管理計画の優先順位がございますので、これだけで進められるものではございませんので、ちょっと申しわけないのですが、内部資料ということでさせていただきます。

○守屋委員長 よろしいですか。ほかにございますか。甲斐委員。

○甲斐委員 2点ほど質問させていただきます。

まず、19ページ、0103公立保育園の運営に必要な人材を配置するというので減額補正をされていますけれども、まず1,500万の……人数何人で想定していたのと、実際予定人数まで採用できないということだったのですけれども、何人を予定していて、これによって採用できなかった理由と、あと採用できないことによって起きえる、想定できる弊害等があれば、なければいいのですけれども、教えてください。

それと、2点目が27ページですけれども、0105奨学金条例に基づく就学を支援するというので、次長から御説明いただいたのですけれども、ちょっと私、その奨学金の御説明いただいた部分で内容が把握できなかったもので、再度もう少し細かくわかりやすく教えていただきたいなというのと、あと、これに対しての対象はどういう方なのかの2点でございます。よろしくお願いします。

○守屋委員長 保健福祉部次長兼保育課長。

○中山保健福祉部次長兼保育課長 それでは、甲斐委員の御質問にお答えいたします。

まず、保育士の採用につきましては、フルタイムといいますか、一日7.5時間勤務する職員につきましては46名の採用を予定しておりましたが、4月の段階で42名ということで4人少ない状況でした。その後、採用できず、9月10月と退職がありまして、現在6名不足している状況になっております。延べにしますと61人。

それから、遅番と早番の短時間保育士につきましては、35名を予定しておりましたが29名でスタートし、6名少ない状況でして、こちらにつきましては昨年度1人も採用することができない状況でした。

調理員につきましては、フルタイムの調理員が4月1名減、15日勤務の調理員が11名採用のところ10名で、こちらにつきましては11月に採用することができましたので、その間1名減ということで、7名の不足が生じておりました。

こちらに対しての対応につきましては、保育士につきましてはシフト勤務ということでやっておりますので、不足している部分につきまして他の職員の勤務時間を動かすことによって配置基準の保育士を確保してまいりました。保育園12時間開園しておりますので、1人の職員が7.45から7.5時間勤務、その前後を担当する職員がおりますので、そちらで利用児童に合わせて人数を調整して対応してまいりました。

調理員につきましては、15日勤務の調理員が不足しているということで、こちらについても職員の勤務、あと、保育課に栄養士が2名おりますので、そちらの栄養士が現場に入ることによって不足人数を賄うような形で対応してまいりました。以上であります。

○守屋委員長 教育委員会次長兼教育企画課長。

○吉田教育委員会次長兼教育企画課長 甲斐委員の奨学金関係の御質問についてお答えいたします。

牛久市の奨学金につきましては、牛久市奨学基金条例及びその施行規則によりまして運用をいたしております。その原資が基本的には篤志家からの寄附ということで、現在、施行規則のほう

に明記されているんですが、8名の方から4,000万円を超える寄附をいただいております。それを原資に給付型ということで、毎年一般奨学金の方が年額12名、交通災害遺児奨学金については、ごめんなさい、一般奨学金が年額12万円、交通災害遺児奨学金ということで6万円の支給をしておりますが、例えばここ3年程度で見ますと、毎年30名強の方の奨学金を支給しております、毎年400万円前後の支給をしております。

そうしますと、原資が4,000万円強ですので、それで目減りしてしまいますので、まさにその目減りした分を翌年度、先ほど申し上げましたふるさと寄附金を使いまして補填をすることによって基金を維持していくというような運用をしてございます。簡単ではございますが、以上でございます。

○守屋委員長 甲斐委員。

○甲斐委員 ありがとうございます。済みません。1点目のほうに再質問をさせていただきたいなと思います。

弊害というか、シフトとかその辺を調整して対応されたという対応策は聞いたのですが、そもそもこの人数が減ってしまったとか足りないとか、その辺の理由が入ってなかったと思うのですが、再質問をさせていただきたいと思います。どう考えているかで構わないです。

○守屋委員長 保健福祉部次長兼保育課長。

○中山保健福祉部次長兼保育課長 済みません。再度の御質問にお答えいたします。

採用できなかった理由につきましては、年間を通して広報紙とかハローワークとかそちらを使いまして募集を行ってきたんですけれども、そもそも応募というのが大変少なく、こちらに希望する方がいなかったというのが実際のところであります。今後につきましても、あらゆる機会を使って保育士のほうを採用してまいりたいと考えております。以上です。

○守屋委員長 質疑の途中ですけれども、時間が長くなりそうなので、暫時休憩をとりたいと思います。11時15分まで休憩させていただきます。

午前11時08分休憩

午前11時18分開議

○守屋委員長 お待たせしておりました。休憩前に引き続きまして、議会を始めたいと思います。議事を始めたいと思います。

質疑及び意見のある方は続けていきたいと思いますが、秋山委員、どうぞ。

○守屋委員長 秋山委員。

○秋山委員 済みません。では、1点だけ質問させていただきます。

ページ数21ページ、衛生費保健衛生費の0102から0104、今、課長のほうから御説明あったのでは、見込み数よりも受診者が少なかったというお話でしたけれども、対象者に対してどの程度受診されたのか、その割合をお聞かせください。それと、その要因ですね。また、課としてどのように分析をされているか、今後どのようにつなげていくのか、お伺いいたします。

○守屋委員長 保健福祉部次長兼健康づくり推進課長。

○内藤保健福祉部次長兼健康づくり推進課長 ただいまの秋山委員の御質問にお答えいたします。

まず、健診のほうの実績の割合ですけれども、現状で出ておりますのは12月末のものと、あと1月、2月に行いました集団検診の実績のほうの受診率のパーセントで御説明したいと思いません。

まず、結核・肺がん検診になりますが、済みません、順不同になってしまいますね。

まず、肝炎検査になります。肝炎検査につきましては、予算計上として670人を見込んでおりましたが、肝炎検査は一生に1回受けるものでございまして、昨年非常に人数が多かったものですから人数のほうを670で計算したのですけれども、実際の見込みのほうは120名程度ということに見込みましたので、こちらのほうが人数が減額となっております。

続きまして、腹部超音波ですけれども、腹部超音波につきましては特定健診を受けた方を対象としているものでございます。2年に1回という形で検診を実施しております、なおかつ希望者ということになっております。こちらについても昨年の実績から1,260名程度を見込みをつけていたのですが、現状の見込みとしては1,140人程度ということになりましたので、120人程度少なかったというような形になっております。

次の0103のところの胃がん検診ですが、胃がん検診につきましては、対象者のほうが40歳以上となりますので5万2,731名が対象人数となります。そのうち受診見込みといたしましては、昨年が大体7.1%でしたので今年度も同程度見込んでおまして、2,850人ほどを予算計上いたしましたが、実際に受けていただける見込みといたしましては、2,260人ということで、こちらのほうが大幅に500人程度減少しているような状況になっております。

胃がんにつきましては、集団検診で実施しているのはバリウム検査でございまして、高齢者の方が結構受けるのですが、バリウム検査の場合には例えばお腹の手術をしていたりあるいは既往があったりすると検診ができないというような規定がございまして。あと、腕の力がなくてバリウム検査の場合には実施できませんので、当日受けたらと行って来たとしてもちょっと受けられないというようなこともございました。内視鏡検診のほうは今主になっておりますので、そういった理由で少なくなってきたというふうを考えております。

続きまして、肺がん検診ですね。肺がん検診につきましては、30歳から64歳の方の肺がん検診、それから65歳以上の結核・肺がん検診ということで2つで実施しております。30歳から64歳の肺がん検診の対象者は3万8,590人ということで、大体5%程度受診率のほうを見込んでおります。肺がん検診の65歳以上につきましては対象者が2万3,872人ということで、こちらは28%程度の人数となっております。予算の見込みといたしましては7,650人程度受けるということで予算計上しておりましたが、見込みとしては7,400人程度ということでこちらのほうも200人程度少なくなっているような状況となっております。

続きまして、大腸がん検診につきましては、こちらも40歳以上が対象ですので胃がんと同じく5万2,371人が対象となっております、受診率としては13%程度となっております。予算計上としては6,300人程度見込んでおりましたが、実際5,726人ということで、こ

ちらも500人程度減少しているような状況となっております。

大腸がん検診につきましては、容器を送って、そしてそれをうちで便を取ってきて提出すればできるという割と簡易なものということがありますので、今年度大腸がん検診を伸ばすということで、乳がん・子宮がんの対象者に大腸がん検診の容器を郵送いたしまして、それで受診者数がふえるのではないかとということでちょっと多めに見込んだのですが、実際問題、乳がん・子宮がん検診対象者のほうに送って実施してみたのですが、人数は伸びたのですけれども、思ったほど伸びなかったというような状況となっております。

続きまして、前立腺がん検診ですね。前立腺がん検診につきましては、申しわけございません。前立腺がん検診につきましては、こちらについては50歳の男性が対象となっております。予算計上の見込みといたしましては2,450人見込んでおりましたが、2,300人程度の見込みということで100人程度少なくなっているというような現状となっております。

続きまして、乳がん・子宮がん健診を実施する、0104についてでございますが、子宮がんの頸部検診につきましては集団検診と、それから子宮がんにつきましては集団検診、医療機関検診両方で実施しているのですけれども、子宮がんのほうの集団検診につきましては5日間、それから託児付を2日、それから、30代の通常の血液検査等の検査とセットでやってそれで受診率を伸ばそうという試みを実施したのですけれども、今年度につきましては子宮がんの集団検診につきましては670人見込んでおりましたが、見込みとしては620人程度ということで50人程度減というような状況となっております。子宮がんにつきましてはおおむね8%ぐらいを見込んでおります。以上です。

済みません。あと、今、割合と要因につきましては御説明申し上げたのですけれども、がん検診につきましては、今、国のほうでもがん検診のやり方についてさまざま変わってきているところでございます。胃につきましては50歳以上内視鏡検診を2年に1回、それから子宮がん健診につきましても20歳以上2年に1回というふうに、検診のやり方を変えてきているというところがございます。それから、今、2人に1人ががんにかかっているということもございまして、がんにかかって治療いたしますと5年ぐらいはもう病院のほうで経過観察をするということもございまして、がん検診の受診者数が下がってきているというのはそういった要因もあると思っております。

がん検診の対象者につきましても、ただいま説明申し上げました受診率は全住民を対象としたものとなっておりますのですけれども、今後につきましては国保の対象者のほうを重点的にということで、他市町村との受診率の比較も国保の対象者を対象として受診率のほうを比較するというふうになっておりますので、国保のほうのKDBとかを使いながら分析のほうを今後考えていって、必要な人がきちんと受診するような体制を組んでまいりたいと考えております。以上です。

○守屋委員長 ありがとうございます。よろしいですか。ほかに何か意見がございましたら、よろしくお願ひします。質問ね。はい、杉森委員、どうぞ。

○杉森委員 1つだけお願ひします。31ページの国民体育大会ですが、確認の意味でお聞きしますが、牛久市としての総経費はどのくらいかかったのか。そして、その中で国あるいは県の補

助というのがどのくらいあったのか。実質、牛久市の負担がどのくらいなのか。そのことについてお聞きします。

○守屋委員長 国体推進課長。

○横田国体推進課長 杉森委員の質問にお答えいたします。

まず、今年度、牛久市実行委員会で国体に際しました経費は、1億4,300万円が当実行委員会としての国体に向けての事業に際した支出の金額になります。それとあと、県のほうから運営交付金として交付額として来ましたのが、先ほど申し上げました競技の運営とあとお成り等の経費を合わせまして約3,070万円が県のほうからの交付額ということになります。単純でそれを差引きますと、約1億4,300万から3,070万を引くということになりますと、約1億1,000万ぐらいが市の持ち出しになったのかなというふうに思っております。以上になります。

○守屋委員長 ほかにございますか。遠藤副委員長、お願いします。

○遠藤副委員長 それでは、2点伺います。

ページ21ページの妊産婦・乳児の医療健診を実施するということですが、委託料617万1,000円の減額。見込みが減ということですが、これは出生数との関係もあると思うのですが、たしかこれは14回まで妊婦の健診ができていたと思いますが、その辺の実情がどうかということ伺います。

それと、28、29ページ、先ほど国のほうの補正の関係で、全額次年度、令和2年度の事業になるということだったのですが、最初の教育振興費の小学校のICT環境ネットワークの再構築、同じく中学校のネットワークの再構築ですけれども、このハードを整備するというだけでなくソフト面の整備も必要になってくると思いますが、あと活用体制、指導体制それについて、今後の問題となるのですが、その辺をどのように考えているのかを伺いたいと思います。以上です。

○守屋委員長 保健福祉部次長兼健康づくり推進課長。

○内藤保健福祉部次長兼健康づくり推進課長 遠藤委員の御質問にお答えいたします。

妊婦健診の14回の実情という御質問ですけれども、妊娠届出数のほうが減少しております、平成30年度647人妊娠届けがございましたが、今年度2月末で561名となっております。見込みとしては620人ぐらい行くのかなと思っているのですが、減少しているような現状がございます。

あと、妊婦健診の委託料につきましては、14回健診を実施できることになっているのですが、早く生まれる方もいればということもございますので、平均しますと大体11回御利用されているということで、大体78%ぐらいの受診率となっております。以上です。

○守屋委員長 学校教育課長。

○川真田学校教育課長 ハード面の整備に合わせた活用のほうということですが、学校のほうでも、今回のモニターも全部配置になったことによってかなり学校でも、教育現場で少しずつではありますが活用されてきている状況がございます。具体的な先生方の研修ですとか活用というこ

とはちょっと私のほうから申し上げられないのですが、国のほうのギガスクールに乗った、この後、タブレットのほうも来年度来ることになって、今のところ予算措置はまだですが、そちらをいただくときについても、当然活用計画と研修計画を立てることがマストになっておりますので、そういった中で明確になってくるのかなというところです。

○守屋委員長 教育委員会次長兼教育企画課長。

○吉田教育委員会次長兼教育企画課長 遠藤委員のICT関係のその活用ということで、私の知っている限りではございますが、当初予算の中でも実は情報教育を推進するという事業がきちんと毎年載っております。その中では、まさにこういうICTを活用した授業を展開していくために、情報教育指導員という方をお願いする経費ですとかというものが載っております。あわせて、指導主事の中にはICTにたけた指導主事がいらっしゃいますので、そういう方を中心に今後ICTの推進に向けた、先ほども川真田課長のほうで申し上げましたプログラム等がつくられ、実施されていくものと考えております。以上でございます。

○守屋委員長 遠藤副委員長

○遠藤副委員長 妊婦の健康診査については、やはりこれは当初は国のほうで見ていたのをだんだん国の負担を減らし、自治体のほうの市の負担になってきたという経緯などもありまして、出産に向かうそういう妊婦さんが、多分これは母子手帳を受け取られた方が受けられる診査だと思っておりますけれども、例えば無受診、こちらに母子手帳の申請をしないというような状況などは市のほうで、多分こども家庭課などと一緒に連携をしながらだと思っておりますが、そういう子供たちの命を守るというか、貧困家庭とかそういうような情報などは、連携とりながら把握をされているのかどうか、その辺の実情を伺いたいと思います。

それと、今のはこれからのことになるので、国のほうが児童・生徒1人1台のコンピュータという大きな政策を掲げて、全国の市町村の学校によりよい効果的な授業をということで支援策が出たのですが、実際に、先ほどの次長の御答弁だと指導主事の方にもそのICTにたけた方がいらっしゃるというのですが、先生たちがこれを使いこなせなければせっかくのこういう国の予算がついた事業であっても、その辺が先生も大変だし子供たちも大変になってくるのですが、それこそ教師のあり方だとか責任のところまで指導体制のあり方に入ってくるのではないかと思うので、この辺は多分来年度、令和2年度の事業の中にやっていくと思うのですが、その辺はこれからのことかと思いますが、その辺は、教育長、どのように今後考えていかれるのか、その辺お聞きしたいと思います。

○守屋委員長 保健福祉部次長兼健康づくり推進課長。

○内藤保健福祉部次長兼健康づくり推進課長 再度の御質問にお答えいたします。

要するに母子手帳を取りに来ないで妊娠しているような方に対しての連携の実情ということで、医療機関との連携がかなり進んでおりまして、病院のほうで母子手帳を持っていない妊婦さんが急に受診されたり、それから、今ほとんど、今年度は把握しておりませんが、過去に数回ありましたいわゆる飛び込み出産、もう救急車呼んで病院のほうで出産してしまうような場合には、医療機関との連携が非常に進んでおりまして、もう医療機関のほうで直ちに、どこに

住んでるのという話から連絡がすぐに来るようになっております。

それで、病院のほうでも話をさせていただいて、私どものほうでも直接病院に出向いたりその方と対面でお話をしたりというようなことで、母子手帳の発行と、これから育児をどうしていくのかというところを御相談するようにしております。もちろんこども家庭課の方々とも情報提供いたしまして、あと、こども家庭課以外にもほかにつなげる必要がある場合には庁内で連携をとって対応しております。以上です。

○守屋委員長 教育長、お願いします。

○染谷教育長 ICTの活用ですが、実は、決算特別委員会的时候に、たしか牛久南中の授業を皆さんに見ていただいたような記憶があります。そのときの授業を見ますと、ほとんどのクラスで使っているのですが、例えば黒板のかわりに電子黒板という大きな黒板を使って展示型にしたり、それから、4人グループの学習のところにタブレットを4人入れて英語の学習をやったりと、いろんな使い方している現状があります。そこにこれからはその大きな電子黒板のところにデジタル教科書というのが入りまして、教科書がデジタル版になって展示したりというような、盛んといろんな学校でいろんなことをやっているんですね。

もともと私たちの授業研究というのは、ベースに昔から学べというのがありまして、先生方によっては指導力に差があるというのが現実なものですから、いかに先生方みんなが見合いながらお互い学び合って、そして授業力を高めようという、教室を開いたり学校を開いたりして交流するというのをやっていて、これが一番、進んだ先生の授業をまねながらおくれた先生も学んでいくという、こういう学び合いながら育ち合うような習慣を組織でつくっていくとことが、今後広がっていく一番の要因かなと思っていますので、そういったところでさまざまな使い方を研修していくというのを進めていきたいと思っています。

○守屋委員長 よろしいですか。ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。よろしいですか。よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○守屋委員長 以上で議案第24号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第25号令和元年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案第25号について提案者の説明を求めます。医療年金課長。

○石塚医療年金課長 医療年金課の石塚です。国民健康保険事業特別会計の補正予算について御説明いたします。

今回の補正内容ですが、歳入歳出それぞれ2,517万円を減額しまして、81億6,334万2,000円とするものでございます。

内容につきまして、6ページ、7ページをごらんください。

今回の補正の内容は、歳出面でシステム改修と退職被保険者の医療費の減額と、これに伴いまして財源となる国保支出金及び県支出金を減額しまして、その他としましては見込み額の確定によりまして繰入金を補正するものとなっております。

以上のうち、歳出の委託料のシステム改修における517万円の減額ですが、これは来年の3月から稼働する予定のオンライン資格確認システム並びにマイナンバーカードの保険証化に対応させるための改修ですが、改修スケジュールが今年度から令和2年度へ変更されたことにより減額となっております。以上です。

○守屋委員長 ほかにございませんね。では、質疑のほうに移りたいと思います。質疑ございますか。よろしいですか。ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○守屋委員長 以上で議案第25号について……ありますか。では、杉森委員、お願いします。

○杉森委員 6、7ページのところで、退職被保険者等療養給付費というのが2,000万ですか、補正で減っているということですがけれども、2,700万の補正前の額で2,000万に減ったというのは、どういうふうなことがあったのか、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

○守屋委員長 医療年金課長。

○石塚医療年金課長 杉森委員の質問にお答えします。

退職被保険者と申しますのは、厚生年金に20年以上入っていた方が国保に入った場合に適用となる制度でして、制度上は平成26年度で廃止になっているのですが、一応これは65歳になるまで適用ということで、平成26年に60歳で加入された方が65歳に達するのが今年度最後となっております。

その関係で、現在、退職被保険者は1月末現在で7人しかおりません。その医療費に比べれば700万円というのも多いのですが、ただ、後で過去にさかのぼって、医療費一般から出していたのだけでも実際には退職だったというケースがありまして、そのときに医療費を振りかえるために一応700万円だけ残していたという次第です。以上です。

○守屋委員長 ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○守屋委員長 以上で議案第25号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第34号物品購入契約の締結についてを議題といたします。

議案第34号について提案者の説明を求めます。学校教育課長。

○川真田学校教育課長 学校教育課です。議案第34号物品購入契約について御説明いたします。

こちらは、ひたち野うしく中学校給食調理器具等購入契約の締結についてでございます。

1月29日に執行しました指名競争入札について、物品購入契約を締結したいので、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的、平成元年度ひたち野うしく中学校給食調理器具等購入。

契約の方法は指名競争入札になります。

契約金額が4,609万円。

契約の相手方は、水戸市の日本調理器具株式会社茨城営業所になります。

契約の概要といたしましては、1枚めくっていただいて裏側にありますような主な調理器具になります。これらのほか、含めて全体で110点を購入するものでございます。

7月末までの納入ということでお願いしております。以上です。

○守屋委員長 質疑及び意見のある方の御発言をお願いします。遠藤副委員長、お願いします。

○遠藤副委員長 それでは、2点伺いたいと思います。

この入札の内容についてはあれですが、見積もりは何社からとっていたのかということですね。それと、あと決議書のほうを見ますと、積算、それから設計、予定価格と全て同じ金額で、97.39%ということでは競争性が働いていたのかどうかというところが伺いたいと思います。

それと、納入期限が7月31日となっているのですが、たしか夏休みまでには、これは完全に次のときから給食が実施できるのかどうか、その辺が確認をしたいと思います。

○守屋委員長 学校教育課長。

○川真田学校教育課長 遠藤委員の御質問にお答えします。

済みません。ちょっと見積もりの業者数ですが、3者以上とっているのは確実なのですが、ちょっと今手元にございけません。済みません。

設計から予定価格まで、業者の積算から予定価格まで同じ金額ということですが、最初の見積もりをとる段階で、業者等にもなるべく安く下げるような形での調整も行った上での業者見積もりということですので、逆に、設計、予定価格において変に歩切りとかそういった形を行うのはちょっとおかしいのかなということで、同じ金額で計上してございます。

こちら97.39%、これについては競争性があったかどうかということですが、これは入札の結果ですので、こちらとしてはちょっと何とも申し上げにくいかなと思います。

納入については7月31日、もちろん多少でも早く入れればいいのですが、現場も今つくっている調理室に入れるという関係もございしますので、現在の進行と合わせて7月の終わりあたりに入ってくるのかなと。その後きちんと清掃を入れた上で、夏休み明けからはがっちりと運営ができるという態勢を整えていきたいと考えております。以上です。

○守屋委員長 ほかに質疑ございますか。杉森委員、質問でやりますか。

学校教育課長。

○川真田学校教育課長 済みません。最初にいただいた何社からというのは、設計の段階での参考見積もりのことかなと思ひまして、私、3者以上はとっているけれども、これはあくまでも指名競争入札で参加して、その場での札を入れた業者が6者あるというような状況でございます。

○守屋委員長 議案第34号について、質疑はこれでよろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○守屋委員長 以上で執行部提出議案に対する質疑及び意見は全て終了いたしました。

続いて、討論を行います。（「意見書……」の声あり）いや、それはいいの。執行部提出議案ですから、関係ないです。

続いて、討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○守屋委員長 なければ、以上で討論を終結いたします。

これより、付託されました案件につきまして順次採決いたします。

採決は挙手により行います。

議案第4号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○守屋委員長 挙手全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○守屋委員長 挙手全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○守屋委員長 挙手全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○守屋委員長 挙手全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○守屋委員長 挙手全員であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○守屋委員長 挙手全員であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○守屋委員長 挙手全員であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○守屋委員長 挙手全員であります。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○守屋委員長 挙手全員であります。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○守屋委員長 挙手全員であります。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○守屋委員長 挙手多数であります。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

ここで、本来ならば執行部の方は退室されても結構なのですが、まことに申しわけないのですけれども、時節柄、コロナウイルスの件でこの間御説明受けましたけれども、執行部で何か変わ

ったことがあったら御報告いただきたいと思います。それと、せっかく委員が来てますので、委員の方の質問もあわせて受けたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○守屋委員長 副市長。

○滝本副市長 では、私のほうから概略といいますか、全体的なお話をさせていただきますけれども、当時、議会開会の際に各部からの報告をさせていただきましたけれども、その後、茨城県あるいは牛久市のほうで感染したという情報は、現時点では把握といいますか、確認しておりませんのでそんなに変わらないのですが、ただ、全国的なものあるいは諸外国の状況を見まして、WHOの話もありましたし、このままではちょっとまずいのではないかということで、その後、各施設を基本的に利用を制限していこうという話で、きょうから具体的に制限が入っております。

それで、ただどうしてもやむを得ない場合には、3要件というのが、皆さん御存じかと思うのですが、密閉されたところで多数の人が集まってという条件に該当しそうなところは、基本的には今言ったように制限を加えますけれども、そうでないような状況がありますと、例えば図書館がそうでしたかね、この委員会ですと図書館が、貸し出し返却はしますけれども、あそこで閲覧したりなんかするのはちょうど制限をさせていただいているというような状況です。

福祉センターもそろそろ、既にカラオケとかそういうのは使用できなくなっているのですが、お風呂をどうするかという話の中で、人数的な制限を加える中で、どうしてもお風呂がないという方がいらっしゃるということです。そういう方は制限を加えた中で入っていただくかなというような状況で今進んでいるという状況です。完全に閉鎖ということではないということでございます。以上です。

○守屋委員長 教育長。

○染谷教育長 これまで体育館、学校の体育館等も開放していたのですが、運動公園の体育館などが県外からも申し込みがあるというので、これはまずいだらうということで、きょうから運動公園の体育館も学校の体育館も、今までは小中学生の活動はとめていたのですが、一般もとめると。生涯学習センター等の講座室も一切きょうからとめるということになりました。

学校関係ですが、先週の12日に中学校の卒業式が、子供と保護者だけでやりました。あした小学校の卒業式を子供と保護者だけでやることにしました。それから、修了式というのが24日にあるのですが、これだけはやることにしました。その後の離別式等はやらないということになりました。

それから、保護者からの要望もありまして、先週、校長会を開いたのですが、子供たちが外出するときは、今、副市長がおっしゃったように、密閉した空間で室内といったのはだめだけれども、親の管理のもとで散歩をしたりというような行動は特にとめるものではないよという話を、きょうホームページで出す予定でいます。

それから、入学式等も行う予定ですが、皆様にも御連絡等していかなくちゃならないのですが、卒業式と同じように子供と保護者だけで最低限の入学式を行おうかなということで進めております。そういったもろもろのことを、きょうまたホームページで発信していきたいと思っています。以上です。

○守屋委員長 保健福祉部長、お願いいたします。

○藤田保健福祉部長 保健福祉部の対応について御説明申し上げます。

保育園につきましては、議会の開会時に御説明したとおりでございます、0歳児からお預かりしている状況がありまして、家庭ではなかなか見られない状況がありますので、今は開園をしております。卒園式につきましても、卒園児と保護者、園の関係者のみで実施する計画をしているところでございます。

福祉センター等につきましては、副市長が先ほど説明したとおり、カラオケは既に使用の制限をかけておりまして、そのほかに換気が悪いようなところでカラオケのほかに囲碁・将棋の部屋、それからビデオルーム等もありますが、そちらは使用の中止をしておるところでございます。お風呂等につきましては、今のところまだ開いておりますが、先ほど副市長からありましたように、今後利用状況を見ながら人数等の制限も考えていきたいということで考えております。

そのほかは、子育て広場ですね、リフレと運動広場の出張広場につきましては、教育委員会のほうの対応とあわせまして、3月中は休止というふうなことで考えております。以上でございます。

○守屋委員長 どうもありがとうございます。それでは、委員の中で質問がある方、どうぞ、よろしくお願いいたします。甲斐委員。

○甲斐委員 うつらないための対応という形でそれぞれお伺いしましたけれども、最悪を想定して、市でもし感染者・発症者が出た場合の対応というか処置というか、その辺はどのようなふうにされるのか、まずお聞きしておきたいと思います。というのは、お名前を公表はしないと思うのですけれども、何歳とかどこにいらっしゃるとかという話は、各記者会見しているところではある程度情報を出していると思うのですけれども、万が一の場合を想定して、そういう場合になった場合にはどうされるかというのは聞いてもいいでしょうか。

○守屋委員長 副市長。

○滝本副市長 では、私のほうから。

基本的には、これは国、県、茨城県対応になるということです。今おっしゃった公表とかあるいは発生した場合どういう、保健所を通じてになるのでしょうかけれども、どういう対応をするかというのは県のほうになるということです。そういった情報が牛久市のほうに来るということです。その患者に対して市がどうこうするというふうに直接関わることはないということになります。

ただ、市としても当然「全然知らないよ」ということではなくて、こういうものが発生したときには対策本部を立てて、その都度その都度発生する問題に対して、市長をトップにした対策本部を立てて、通常の災害と同じですが、それで具体的に対応していくということになっております。基本的には県の指導のもと動いていくと、それに協力していくという形になっていくということでございます。

○守屋委員長 どうもありがとうございます。ほかに。杉森委員、お願いします。

○杉森委員 少し質問点がありますので分けて、教育委員会のほうからお聞きします。

休校措置についてのことが多いのですが、保護が必要な児童生徒への対応ということで、今の段階では4年生まで対応しているということですが、5年生以上の児童生徒への対策については何か、今、検討していることがあるのかどうかということ。

それから、教室クラブと児童クラブという形で、今やっているわけですが、その対象として、児童クラブは割と広く入れる資格という形になってはいますが、教室クラブでは保護者等が就労等の理由で不在の家庭の児童というものに、ある意味限定しているような形にホームページで拝見したところでは見えるわけですが、そういうふうになっている理由は何があるのかどうか。

それから、4年生の募集は3月4日から5日というふうになっていたと思いますけれども、その後はどうするのかということ。私のほうにも、市民の方から子供を家庭にずっと置いておくということ自体の限界というか、そういうものを感じるというふうな言葉も寄せられていますので、その点どのように考えているのかということが1つ。

1つなのかどうか、幾つも言ったかもしれませんが、それから、休校への臨時対応をしたことによって費用発生というのが、実際今、どの程度あるのか。そして、その負担はどういうふうな形になっているのかということをお聞きします。

それから、文部科学省の発表によると、全国で一斉休校に入らなかったのは栃木県の大田原市など20市町村立の小中学校316校だということに言われています。お隣の台湾では既に学校休校措置はもう原則終了していて、向こうでは旧正月の冬休み、1月23日から2月10日までということで、それを2週間延長して24日まで休みにしていたのを現在はもう終了した。そして、今は開校していて、現在では、教職員や生徒で感染者が1人出れば学級閉鎖、2人以上なら学校閉鎖という基準を設けて再開しているというふうに言われているわけですが、牛久市の場合は春休み以降の予定ということ、もう春休みまでは休校ということになっていますので、どのように考えているのか。また、春休み期間中、教室クラブの対象の生徒はどうなるのか、その点について御説明いただきたいというふうに思います。

○守屋委員長 教育委員会次長兼教育企画課長、どうぞお願いします。

○吉田教育委員会次長兼教育企画課長 では、私のほうから杉森委員の数点の御質問にお答えしたいと思います。

まず、3月2日からの学校の休校を受けまして、児童クラブもその時点で一旦全て閉めたというふうな、私、認識でございます。一旦全員を閉めましたので、児童クラブに入っていたお子様たちからの3月分の負担金もちろん徴収していないというふうな状況です。

一方で、その状況でありますと、やはり先ほど申し上げました就労等によってお子様を預けなきゃいけない御家庭がありますので、それを最初は3年生まで、募集した結果多少余裕がありましたので、4年生まで拡大してお預かりしているというのが現状でございます。

その中で、教室クラブ、児童クラブというのは、どうしても1つの空間の中で30名以下の形をつくり、できる限り感染のリスクを下げたいという思いから、30人以下の学級経営をするために児童クラブだけでは対応できませんので、教室クラブという名前で教室の環境を使った同じ

ような空間をつかって運用しているということでございます。そういう意味では、今回、名前を児童クラブと教室クラブと分けて使っていますが、入所の条件としては同じ条件で募集させていただいておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

さらに、5、6年生とかその後の4年生の募集についてはということですが、一旦はそれで締め切ってはいるのですけれども、随時、いろんな御相談がございますので柔軟な対応ということでさせていただいているのが現状でございます。

それから、金額についてですが、一応、教室クラブ等については臨時にスクールアシスタントやかっぱ塾のボランティアの方などを活用して支援をしております。通常の児童クラブの支援員だけでは足りないもので、そういう方にもお願いをしておりますが、その辺の費用が大体この20日間で160万円、プラスアルファで児童クラブで通常働いていただく方もあります。この点については、国のほうから全て10分の10という形で補助金を出す、財政支援があるということで、現在、その補助金の概算要求の手続をしながら、市民の皆様からはこの20日間の休校の間の御負担はいただかないという方針で事業を進めております。費用は全て国のほうの負担で賄える見込みでございます。

それから、春休みの対応ですが、一旦、学校を閉めたということで、ちょうど24日までの終業式までが学校が休校でした。そうしますと、春休みになりますが、当初募集した時点でも、春休みについては一旦は通常どおりお預かりしたいということの方針を出しております。きょう現在におきましても、先ほどもありましたとおり、専門家会議の瀬戸際と言われたこの2週間が過ぎて、その間において爆発的な感染拡大は進んでいないという状況や茨城県内でまだ1名も出ていないという状況。それから、先ほど話題になりましたが、密閉空間ですとか人が密集で過ごすとか近距離での会話とかそういう条件がそろったときに集団感染が起こりやすいというような専門家委員会からの見識も出ておりますので、基本的に児童クラブを春休みあげたいと思っております。ただ常に換気をしながら、手洗い、うがい等の指導を徹底しながらあげたいと。

その背景には、一方で私も現場のほうを回ってみますと、今回30人学級ということで募集したのですが、実際にお子さんが来られているのは5割から7割程度、実際登録はしたんですけども、一応毎日というのではなくて、この日はどうしても都合が悪いから一旦お預けしたという御家庭もあるようですので、そうしますと40人学級とか45人学級をつくっても35人とかその程度の人数での保育が可能なのかなというふうな見込みのもとで、一旦は児童クラブを全てあけて、ただし、できる限り御家庭で面倒が見られる方は御利用を御遠慮いただきたいと。一方で、御利用いただいた場合にはきちんと緊急という手続をしますと負担金の徴収が免除されますので、そういったことも御案内しながら市民の御協力を仰ぎながら、児童クラブのほうは春休みあげたいというふうに考えております。以上でございます。

○守屋委員長 どうもありがとうございました。教育長、お願いします。

○染谷教育長 いつから学校を始められるというのは非常に難しい問題もありまして、4月からやる、中学校は修学旅行があるのですが、もうこれも既に延期をして秋にしようというような流れがあります。

先週の金曜日に校長先生方に集まっていたのですが、グラウンドを開放するのはどうだろうというような提案をしたのです。すると、小学校のほうは、児童クラブと教室クラブが交互に使っていてなかなか難しいと。中学校はというと、中学校も先生方が見張っている中で子供たちにランニングなんかさせるのはいいのじゃないかなという話になったのですが、ただ来た子供たちが必ず帰りにたむろするだろうと、みんな。なので、学校にいるときは見張れても、その後、きっとみんなでどこかに集まっちゃったりという危険性もあるよねみたいな話がありまして、文書としては、まあ、家にいるだけではなくて、散歩したりランニングしたり縄跳びしたりというような文部科学省の通知もありますので、そんなことは規制するものではないよと。ただ、家庭の管理のもとにやってくださいねというような形の提案をするような状況で、今、その次のスタートがいつになるというのが言えないというか、状況を見ながら進めているというような現状であります。以上です。

○守屋委員長 ありがとうございますほかに御意見、御質問……杉森委員、お願いします。

○杉森委員 今の説明を聞いていてちょっとはつきりわからなかったところが、春休みは全てあけるといことですが、それは5年生以上も含めてということなのかどうかということと、それとあと、条件は同じということでは、児童クラブの申し込み資格の中に、働いている人だけではなくて、例えば妊産婦の方だとかもうちょっといろいろなケースの場合も含めて広く資格をとっているわけですけれども、そここのところも同じという形で考えているということなのかどうか、そこだけちょっと確認させてください。

○守屋委員長 学校教育課長。

○川真田学校教育課長 基本的には児童クラブと同じですので、就労等で子供の保育ができないという条件ということでお預かりしております。

それから、春休みの形ですが、そもそも春休みの入級につきましては、今回のこのウイルスの問題がない場合には、皆さん通常お使いの方の入級の申請とその許可というものの手続が既に2月中に基本的には終わっております。ですから、1年生から6年生までを対象に、そういう手続が済んでいらっしゃる方全てを対象に児童クラブのほうでお預かりするというふうに御理解いただければと思います。よろしく願いいたします。

○守屋委員長 ほかに質問ある方、どうぞ。秋山委員。

○秋山委員 では、1点お伺いいたします。

下根の運動公園についてお伺いいたします。体育館は閉館されて、また、集団での利用はないということですが、多目的広場の片隅を利用してキャッチボールをしたりとか、また保護者がお子様を連れて散歩をしたり、あとお弁当を持ってきて芝生で食べたり、今そうやって苦労されている御家庭もあります。そういう方々に対してはどうなのかということと、あと、運動公園の駐車場のゲートは閉めないのかどうか、それをちょっとお伺いします。

○守屋委員長 スポーツ推進課長、お願いします。

○齋藤スポーツ推進課長 下根の運動公園の体育館、武道館につきましては、屋内施設は全部利用を停止しております。屋外のテニスコート、多目的広場、野球場は通常どおりあいております。

委員がおっしゃった多目的広場のグラウンド面は、一応学校の休校の措置とあわせて小中高校生は使えませんよという御説明をして、周りの芝生のエリアああいうところで二、三人ぐらいでキャッチボールしたり散歩したり園内の園路を歩くといったことは特に何も支障がございませんので、どんどん使っていただいて結構です。

あと、駐車場のゲートは開放したまま使っております。あと、駐車場に二、三人ぐらいで散歩するとか、そのあたりは全く問題がないと思っております。以上です。

○守屋委員長 秋山委員、どうぞ。

○秋山委員 保護者の方から私のほうに問い合わせがあったのですけれども、やはり先ほど課長がおっしゃったように芝生のところでお子さんを連れて一家族、二家族が遊んでいたりとかがキャッチボールしていると、管理人のような人が来て、すごい剣幕で怒られたと。集まってんじゃないと。さっさと散れというふうに言われたと言うんですね。ですから、そのことはちょっとちゃんとしていただかないと困るかなと思っておりますので、その点、よろしく管理人の方にも御注意していただければと思いますので、お願いします。

○守屋委員長 散れ、散れというのもひどいけど、これはひとつよろしくお願いいたします。

遠藤副委員長、どうぞ。

○遠藤副委員長 私のほうから、就学援助を受けている児童生徒の食について大変心配をしているところです。給食が一日の栄養になっているというお子さんもいらっしゃるのではないかと思いますのでけれども、今後、そういうような対応、例えば市と社協で連絡を取り合って、フードバンクとかそういうふうな対応を考えるべきではないかと思いますが、その辺の把握は市のほうではどのようにされているのか、伺いたいと思います。

○守屋委員長 どなたが御答弁……学校教育課長。

○川真田学校教育課長 就学援助制度を運用しているのはうちのほうですけれども、もちろん対象者は把握しているのですが、自宅でどうされているかどうかというのは、学校を通じてほかのお子さんと同じように先生方が連絡をとったり、今訪問したりということで、特に就学援助だからどうこうという差はつけてないと思うのです。そういった中で定期的に観察しているという状況だと思います。

○守屋委員長 遠藤副委員長

○遠藤副委員長 済みません。なぜこんな質問したかということ、けさのラジオでこのような対応をしている市があるということをニュースで流していたのですね。そういう就学援助ということではないのですけれども、そういうような情報発信を市としても、就学援助ということではないのですが、そういう大変な方はこういうようなサービスというかな、支援がありますよということも考えていくほうが今の状況ではどうかということで質問をしたものなので、もし大変ならば答弁はいいです。

○守屋委員長 切りがないんですけども、杉森委員、最後にお願いします。

○杉森委員 時間大分過ぎてしまっているので申しわけないのですが、ちょっとずらっと質問だけ言ってしまいますので、答えられるところだけ教えてください。あと、文書でも結構ですので、

時間かかるようなところ。

1つは、休校中の給食の調理業者あるいは食材の納入業者への対応ということで、どういう状況なのかという把握と、それへの何らかの対応というものが出されているのかどうか。また、そこで働いている人たちの状況、それについてもどうなっているのかということ。

それから、保護者への給食費の返還という、あるいは請求でかえるということになるのかどうか、それについてはどうなっているのかということ。

それから、もう一つは、学業のほうのことですけれども、長期休校ということですから、ホームページを見るといろいろ対応するという形でやっているわけですが、それらがどんな状況なのか。うまくいっているのかどうかということ。

あと、休校の子供を抱える教員への対応というのはどういうふうになされているのかということ。これが教育委員会への質問です。

それから、保健福祉部関係のところでは、今回の新型コロナウイルス感染症対策として、市役所としてはどのような体制、例えば対策本部なり何なりというものをつくり上げているのか。そして、その中には感染症の専門家という者がいるのかどうか。あるいは、その中にいないにしても、相談できる体制というものができているのかどうかということ。

それから、PCR検査については市内の検査実施件数というのが把握されているのかどうかということ。県別では、茨城県では389人というふうに言われていますけれども、それで陽性の人がゼロということで、福島なんかは107人検査して1人、栃木県は201人で2人というところから比べると、ゼロというのは驚異的な数字だなというふうには思っていますけれども、船橋市では3月11日から船橋市の保健所で検査ができるようになっていて、独自で検査をすることができるようになり、独自の単独の把握、検査の把握やなんかもできるようになったというふうに報道がされているわけですが、牛久の場合その点どういうふうなことがなされているのかということ。

また、保健所から検査を拒否された人があったというふうな報道もあるわけですが、牛久市ではそういうふうな例はないのかどうかということ。

また、高齢者施設やひとり暮らしの高齢者への対応というのはどういうふうな形で行われているのか。また、さまざまな施設があるかというふうに思いますけれども、デイサービス、デイケア、食事などの変化というものはどういう状況なのか。それらについて質問させていただきます。

○守屋委員長 学校教育課長。

○川真田学校教育課長 私のほうから、まず給食関係についてお答えします。

まず、調理業者の委託については、近隣の状況も見ながら考えていきたいということで、今考えているのですが、基本的に、今回のことによって減額というのをあまり極端にやっちゃいますと、雇用している方の雇用が保たれないという部分もありますし、また、施設においてはやはりこういう休暇中もメンテナンス等は必要ですので、そういった業務をやっていただくことで人員については委託費の中でカバーしていこうかなと考えています。

ただ、うちの場合、施設を貸して使っているという中で光熱水費の関係も入ってい

ますので、これは調理をやるやらないではちょっと大きくかかってくるのかなど。その辺がどのくらい、かなり影響があった場合にはその部分はちょっと調整させていただくしかないのかなというような話を今しているところです。

あと、食材については、もう当然休校がわかったその時点で全ての業者にキャンセルを入れさせていただいたのですが、どうしてもやはり業者の側で事前に仕入れたりしている関係でキャンセルができない、また、冷凍庫の倉庫の加工の部分であまり長期間置いておけないというものがありまして、議員の皆様にも御協力いただきながらなるべく、収入面もそうですが、やはり食品ロスも出たくないというところもありまして、今担当のほうも頑張っているところです。これらの金額については国のほうからも補填が入るといような話は来ておりますので、まだそれがどのくらいになるのかというところは正直まだつかんでいない状況です。

あと、給食費については、今回ちょうど3月からぴったり全部一食も出しておりませんので、3月分は取らない、もしくは取ってしまった分は返却ということで考えております。以上です。

○守屋委員長 教育長、お願いします。

○染谷教育長 学業のことですが、基本的には先生方がプリントを出して、それを電話で確認したりしているのと、もう一つはeラーニングという、自宅のコンピュータで学習すると学校で成績が見られるというシステムを使ったりしています。

また、マチコミという、ある学校はネットのユーチューブみたいなのが学校内の閉じた空間で見られるマチ・コミュニケーションというので動画配信したり、今やっているのはALTの方々動画をつくってもらって、これからユーチューブに上げようと思っています。そういうので子供たちにユーチューブを通して英語学習を試してみたりということをやっているのですが、基本的にネット環境がない子供たちもいますので、一番最低限の子供たちのことを考えると、やはり4月の頭に復習という意味で3月のできなかったところをやっていくような方向で進めていくのが一番いいのかなと思っています。

それから、休校の教員の対応ですが、国や県からは自宅勤務でもいいよというような文書も出ているのですが、今のところは成績処理等があったり、年度末・年度初めの異動等の準備があったりというのがあって、それから、子供たちへの自宅への電話をかけたり訪問したりというものもあって、ほとんどの教員が普通どおり勤務しているというような状況です。特別自分の子供に対して用事がある先生達はどうぞ自宅勤務もいいですよという発信はしている状況です。以上です。

○守屋委員長 保健福祉部長。

○藤田保健福祉部長 それでは、保健福祉部関係の質問にお答えします。

まず、対策本部についてでございますが、先週の金曜日、3月13日に特措法が改正になりまして、国のほうで非常事態宣言等が発令されれば、市もあわせて対策本部を開設するようになります。

また、県内市内で仮に新型コロナウイルスの感染者が発生したような状況があれば、牛久市のほうでもすぐに対策本部会議を設置することになります。

また、正式な対策本部会議としてではなく、対策会議というのは既に数回実施しておりまして、

いろいろな情報交換等を行っております。

それと、2点目の感染症に関する専門家ということでございますが、牛久市の場合は、保健センターの保健師となりますが、そのほかは龍ヶ崎保健所などにも相談して行っていくこととなります。

3点目のPCRの市内の件数の把握ということでございますが、牛久市内の実施件数については市では把握してございません。

4点目のPCRの保健所で検査を拒否した事例があるかどうかということでございますが、これも市のほうでは把握してございません。

最後の質問だと思いますが、高齢者のほうのデイサービス等につきましては、現状ではこれまでどおり実施しております。また、在宅の方の配食サービスなどにつきましても、これまで同様継続をしているところでございます。以上です。

○守屋委員長 杉森委員、大体包含されましたかね。よろしいですか。はい。ほかに御質問ございますか。よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○守屋委員長 ここで執行部の方は退席されて結構でございます。どうも御苦労さまでした。ありがとうございます。

着座のまま、暫時休憩させていただきます。

午後0時28分休憩

午後0時30分開議

○守屋委員長 再開させていただきます。

それでは、次に、意見書案第1号児童虐待防止対策の推進を求める意見書の提出についてを議論いたします。

意見書案第1号について、意見のある方は御発言願います。杉森委員。

○杉森委員 この文章を読みますと、「記」以降4点あるわけですが、2番のところの「児童相談所を必置とすること」というふうにあるわけですが、これはどのレベルまでのことを言っているのか。例えば全市町村ということなのかどうかというところがはっきりわからない。

○守屋委員長 誰が言うの。答える人いないの。

○遠藤副委員長 いない。

○杉森委員 あれ、提出者いないの。

○遠藤副委員長 いないよ。参考人も全部誰も呼んでないもの。聞いても。

○杉森委員 それとあと……答弁者いない場合、これはどうするの。

○守屋委員長 これは意見だから。

○杉森委員 それがちょっとわかりにくいということ。それと、3番目のところで、「早急に見直すこと」となっているのですけれども、どのように見直すのかということがちょっとよくわからないので、ちょっとわかりにくいなという……意見ですね。はい、済みません。

○守屋委員長 意見書案第1号についてのほかの御意見ございますか。

今の討論になっちゃうかもわからないですけどもね。今の意見書ね。

○遠藤副委員長 今、意見でしょう。（「意見ですよ」「修正意見はないですよ」「意見を終結します」の声あり）。意見なしと。うん。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○守屋委員長 では、意見書案第1号についての意見を終結いたしますということで、よろしくお願いたします。

続いて、討論を行います。（聴取不能の声あり）

○守屋委員長 困ったなあ。うん。（「ないですよ」の声あり）ないですね。はい。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○守屋委員長 これより、意見書案第1号について採決いたします。

採決は挙手により行います。

意見書案第1号は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○守屋委員長 挙手全員であります。よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、請願第1号医療的ケア児・者の災害時の電源確保一発電機購入に対する助成に関する請願を議題といたします。

請願第1号について意見のある方は御発言願います。遠藤副委員長、どうぞ。

○遠藤副委員長 法的に問題はないと思うのですがけれども、議運でこれを提案されたときには、請願の要旨のところに家庭という言葉が入っていなかったのですね。でも、今回上程された中には家庭ということが入っておりますので、この請願については賛成をしたいと思います。その辺の実情についても、請願人の方はいらっしゃいませんので、そのことだけちょっと指摘をしていきたいと思います。

○守屋委員長 ほかに御意見ございますか。秋山委員。

○秋山委員 日本は地震大国ということで、これまで多くの地震があつて多くの犠牲者の方がありました。また、近年、異常気象のために大雨が降っていろいろな被害を受けている状況の中で、前回の台風15号ですか、千葉でゴルフ場のフェンスが倒れて鉄塔を倒して、もう何カ月も電源が通らなかつたという話があります。

やはりこの医療ケアを必要とされているお子様また成人者、高齢者にとって、人工呼吸器の電源がとまるということは命が亡くなるということであつて、その命をつなぐものをこのように発電機を設置することでつなぐことができる。私は、非常にこのことについては助成を市としてしていただきたいなというふうに考える次第です。以上です。

○守屋委員長 秋山委員の御意見いただきましたけれども、ほかにごございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○守屋委員長 なければ、以上で請願第1号についての意見を終結いたします。

続いて、討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○守屋委員長 なければ、以上で討論を終結いたします。

これより請願第1号について採決いたします。

採決は挙手により行います。

請願第1号は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○守屋委員長 挙手全員であります。よって、請願第1号は原案のとおり採択されました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件審査は全て終了いたしました。

お諮りいたします。委員長報告書の作成は委員長一任ということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○守屋委員長 御異議なしと認めます。よって、委員長報告書の作成は委員長一任と決定いたしました。

これをもちまして、教育民生常任委員会を閉会いたします。

どうも御苦勞さまでした。ありがとうございました。

午後0時38分閉会